

○建築基準法第五十二条第七項の規定の適用を受けない区域の指定

平成十五年四月九日

青森県告示第二百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第七項第一号の規定により、同項の規定の適用を受けない区域を次のとおり指定する。

弘前広域都市計画区域(弘前市の区域を除く。)、八戸都市計画区域(八戸市の区域を除く。)、黒石都市計画区域、五所川原都市計画区域、十和田都市計画区域、三沢都市計画区域、むつ都市計画区域、平内都市計画区域、蟹田都市計画区域、鱒ヶ沢都市計画区域、木造都市計画区域(森田村及び柏村の区域を除く。)、浪岡都市計画区域、板柳都市計画区域、鶴田都市計画区域、野辺地都市計画区域、七戸都市計画区域、六戸都市計画区域、上北都市計画区域、東北都市計画区域、六ヶ所都市計画区域、大畑都市計画区域、三戸都市計画区域、五戸都市計画区域及び階上都市計画区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域の区域